



第3章

森林づくりの方向性と施策展開の概要



第3章 森林づくりの方向性と施策展開の概要

3-1 100年後の望ましい森林の姿

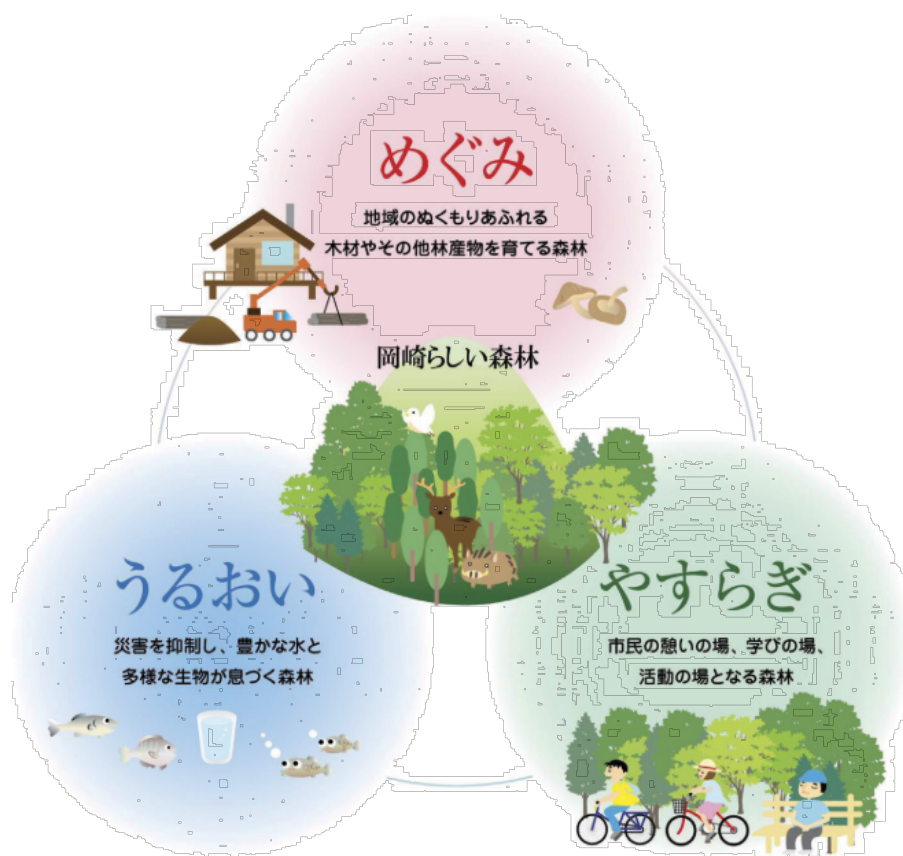
本市の森林の約46%が人の手により植えられたスギ、ヒノキの人工林であり、木材生産の場として活用されてきました。また市街地周辺から山間部にかけては、かつて薪炭材供給の場として活用されていた広葉樹主体のいわゆる里山林が存在し、現在では主に自然観察や環境学習等のレクリエーションの場として利用されています。

森林づくりは「100年の計」であり、50年先、100年先という長い目でそれらの成長の様子をイメージしながら計画的に日々の手入れを実施していく必要があります。適切な手入れにより得られた木材やその他林産物を循環利用するとともに、水源涵（かん）養、土砂災害防止、レクリエーション等の森林の持つ公益的機能が十分に発揮されるような、持続可能な森林づくりを行うことが重要です。

森林の公益的機能はすべての市民が享受しているものであり、森林所有者や林業従事者だけではなく、市民、企業、NPO・団体等の幅広い主体が、森林の持つ様々な働きについて理解を深め、将来のあるべき森林の姿について考え、森林を守り育てる活動へ参加していくことが求められます。

以上を踏まえ、岡崎市における100年後の望ましい森林の姿を次のように考えます。

めぐみ・うるおい・やすらぎが共生する 岡崎らしい森林



3-2 多様な機能を発揮する「岡崎らしい森林」

本市の 100 年後の望ましい森林を実現するためには、「めぐみ」「うるおい」「やすらぎ」の 3 つを提供する、多様な森林の保全・創出が必要です。

森林は、木材等生産機能、水源涵（かん）養機能、土砂災害防止機能、レクリエーション機能、生物多様性保全機能等、様々な働きを持っており、それらは、適切な保全・整備を行うことによって高められます。

したがって、それぞれのタイプの森林に必要な保全・整備を適切に行うことにより、林業と木材産業の振興、あるいは安全で快適な市民生活の実現につながります。

めぐみ：地域のぬくもりあふれる木材やその他林産物を育てる森林

- 特に重視する機能：物質生産機能（木材、その他林産物）
- 主な対象森林：人工林（木材生産）
里山林（広葉樹材、薪炭、きのこ等林産物生産）

うるおい：災害を抑制し、豊かな水と多様な生き物が息づく森林

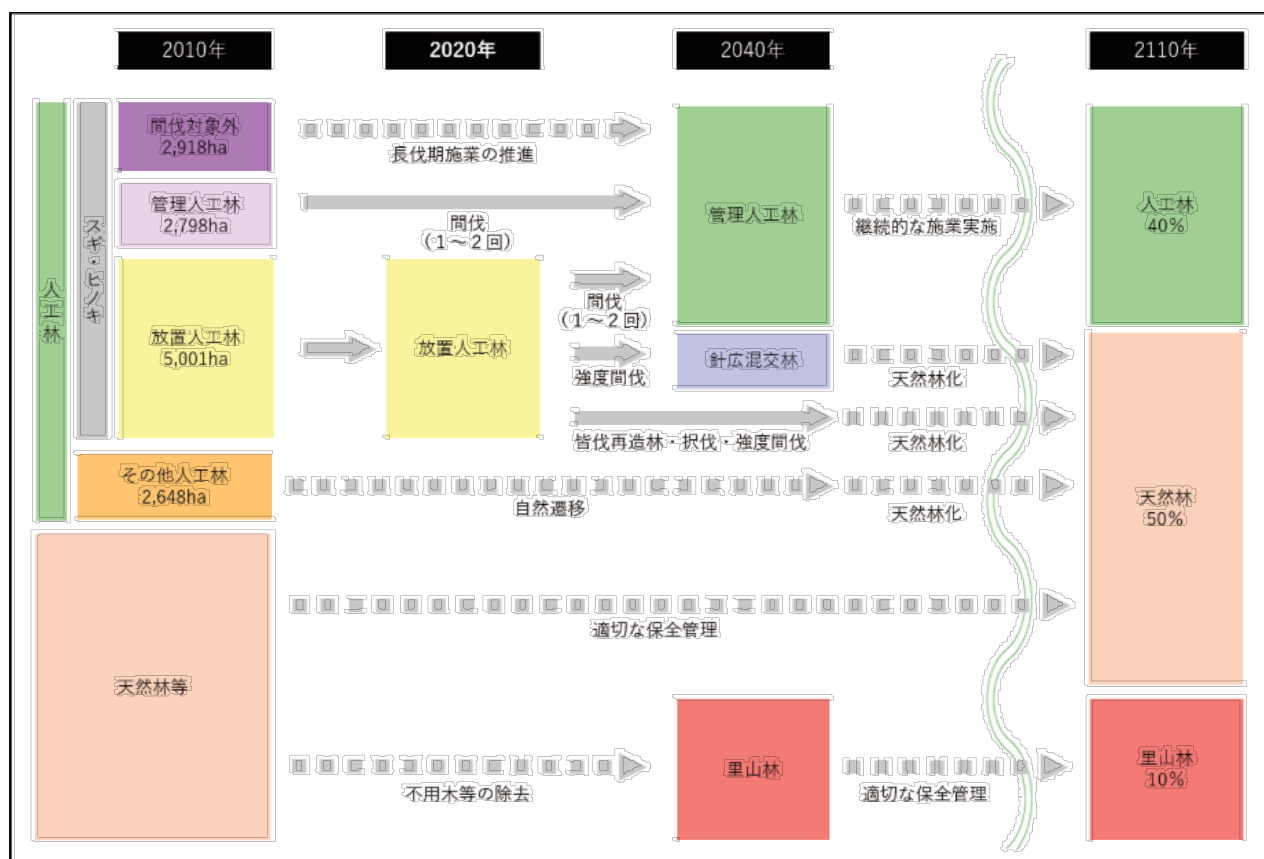
- 特に重視する機能：水源涵（かん）養機能、土砂災害防止機能
生物多様性保全機能
- 主な対象森林：人工林（水源涵（かん）養、土砂災害防止）
天然林（水源涵（かん）養、土砂災害防止、生物生息環境）
針広混交林（水源涵（かん）養、土砂災害防止、生物生息環境）

やすらぎ：市民の憩いの場、学びの場、活動の場となる森林

- 特に重視する機能：生物多様性保全機能、地球環境保全機能、文化機能、
保健・レクリエーション機能、快適環境形成機能
- 主な対象森林：天然林（生物生息環境、レクリエーション）
里山林（レクリエーション、環境保全）

林業と木材産業の振興・安全で快適な市民生活の実現

それぞれの森林の現状を踏まえ、本ビジョン策定時に設定された整備目標を以下に示しました。



〔整備目標〕

- ※ 地域森林計画対象外の森林を除く。(国有林等)
- ※ 間伐対象外：2009年時点で、本市の造林事業で間伐対象林齢とされている4～12齢級（16～60年生）以外のスギ・ヒノキ人工林。
- ※ 管理人工林：2009年時点で、1996年～2008年の間に1回以上間伐報告されている森林。
- ※ 放置人工林：2009年時点で、1996年～2008年の間に間伐報告されていない森林。
- ※ その他人工林：マツ類と広葉樹の人工林。

策定時に見出された課題が、現在も取り組むべき課題となっており、特に、スギ・ヒノキの人工林については、全体の約46%を占めており、今後も引き続き、適切な森林整備を実施していく必要があります。

策定から10年が経過し、これまでの取組の結果と社会・経済・環境の変化を踏まえて再度課題を整理し、「めぐみ・うるおい・やすらぎが共生する 岡崎らしい森林」を目指し、人工林、天然林及び里山林に対して、それぞれに適切な整備・管理・保全を実施していきます。

3-3 基本方針

100 年後の望ましい森林の姿の実現に向けて、次の 3 つの方針に基づき、施策を展開していきます。

▶ 方針 1：林業及び木材産業の振興と森林資源の循環利用の促進

めぐみ

▶ 方針 2：豊かな市民生活の源となる健全で美しい森林づくりの推進

うるおい

▶ 方針 3：森林づくりを支える地域の環（わ）・人の環（わ）の形成

やすらぎ

1) 方針 1：林業及び木材産業の振興と森林資源の循環利用の促進

長期にわたる林業の低迷とそれに伴う人工林の荒廃を打開し、木材産業の振興を図るためには、造林から伐採・搬出までを担う林業と、地元材の製材・加工、建設等の木材産業とがバランスよく健全に発展していくことが必要です。

林業の視点からは、施業の団地化・集約化の推進、不明瞭な林地境界の解消、路網整備の促進や高性能林業機械の導入促進を進めます。

木材産業の視点からは、木材製品の利用促進・利用先の拡大（トレースアビリティシステムの構築、公共施設・公共事業、民間事業者等における地元材の利用の促進・支援、サプライチェーンの構築）を進めます。

2) 方針 2：豊かな市民生活の源となる健全で美しい森林づくりの推進

森林は木材を提供するだけでなく、水源涵（かん）養、土砂災害防止、生物生息環境、保健・レクリエーション等の様々な公益的機能を有しており、それらの働きを十分に発揮させるためには、森林を保全していくとともに、特に人工林では適切な間伐などの整備を確実に実施していく必要があります。

そこで、放置人工林の間伐の推進し、継続して適切な管理を進めます。

また本市では、森林の約 46%がスギ・ヒノキの人工林となっていますが、多様な森林づくりを推進し、野生動植物の生息・生育環境の保全と獣害の軽減に努めます。

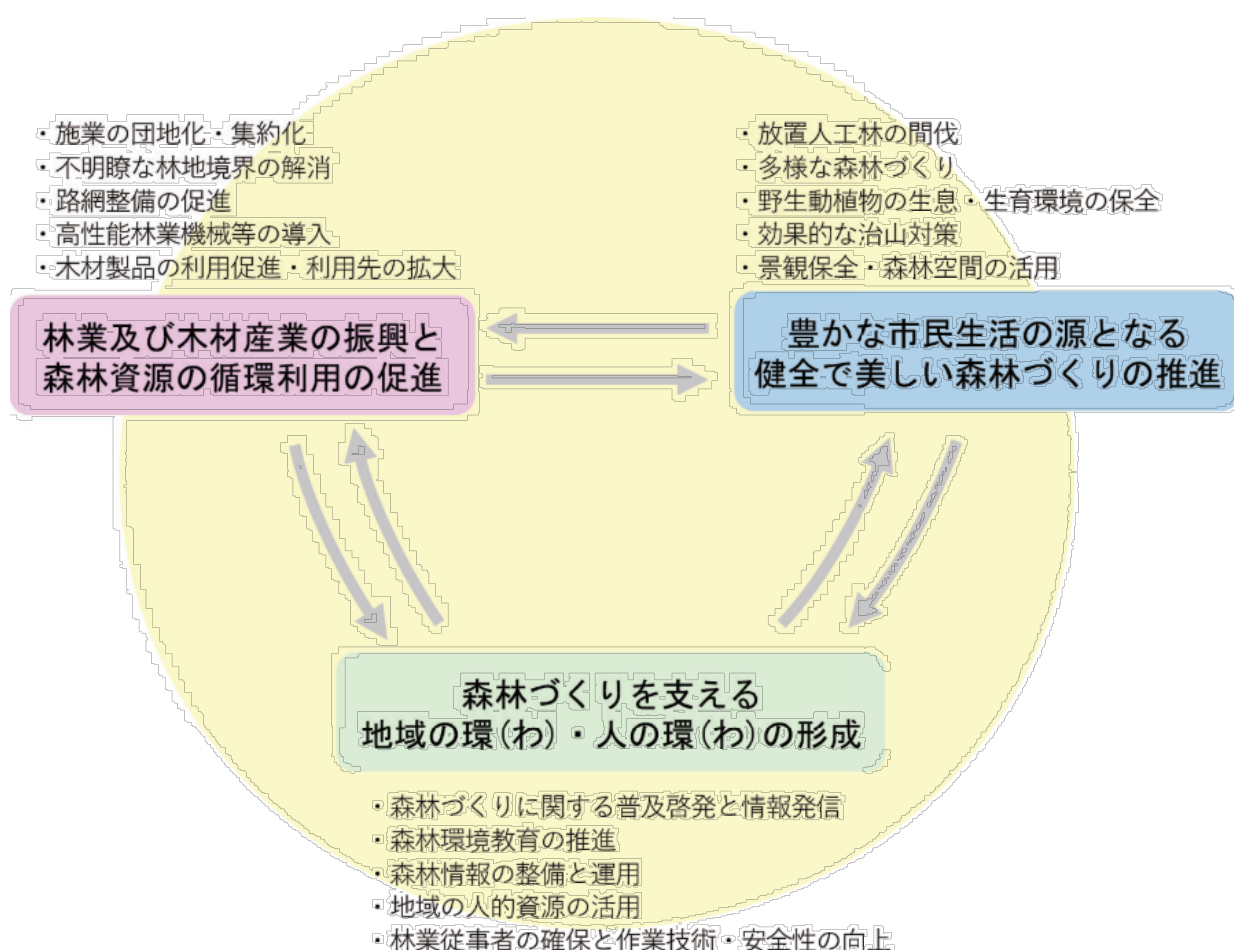
さらに、本市の保安林のほとんどが土砂流出防備・土砂崩壊防備林であり、これらの保全を含めた効果的な治山対策のほか、特に国定公園や県立自然公園等での森林の景観保全やレクリエーションなどの森林空間の活用を図ります。

3) 方針3：森林づくりを支える地域の環（わ）・人の環（わ）の形成

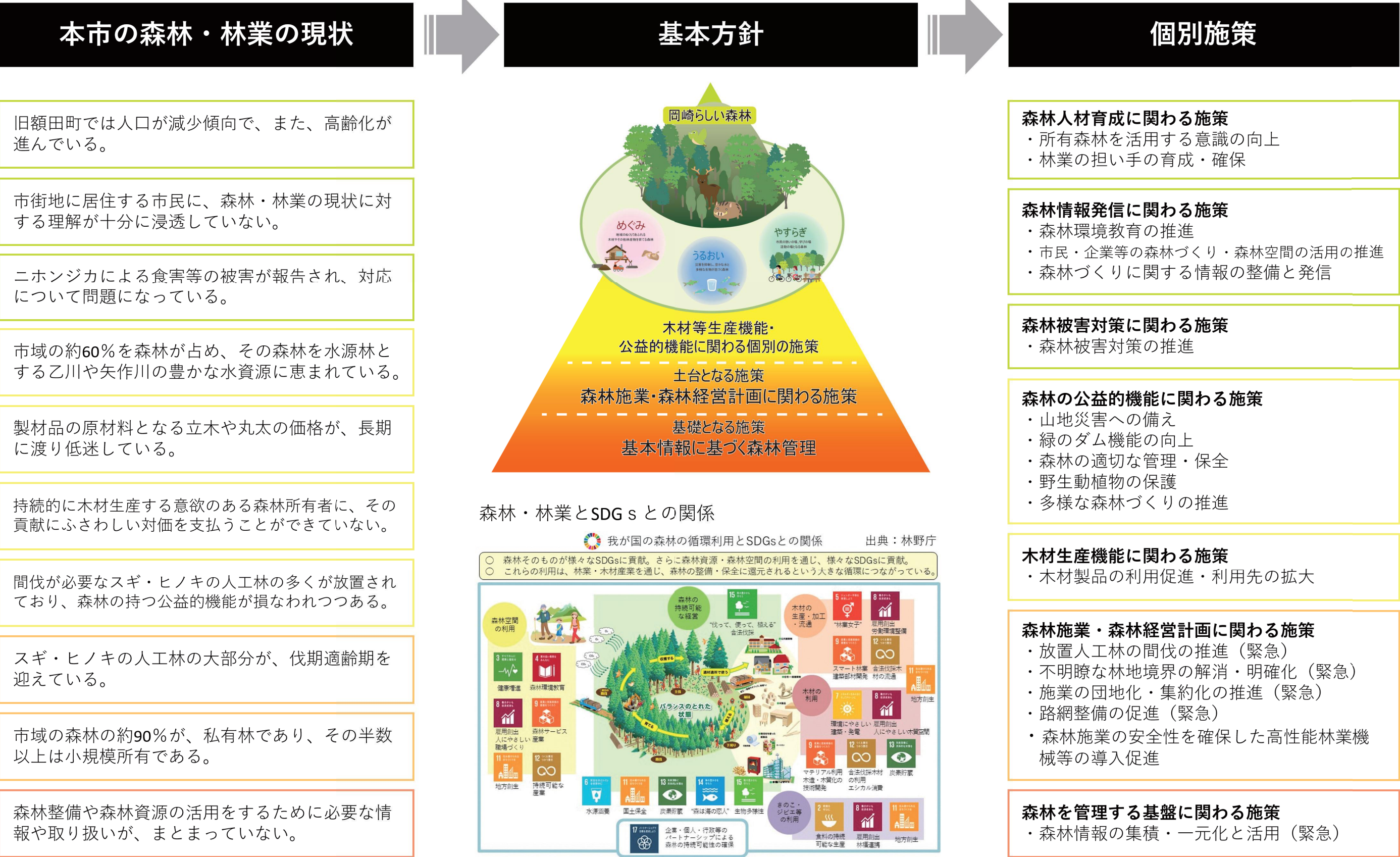
市内の森林面積は広大であり、それらを健全な姿にしていくための森林づくりには森林所有者だけではなく、森林の恩恵を受けている市民や事業者等すべての主体の参加が求められます。まずは、森林や林業についての市民の理解を深め、市全体で「森林を守り育てる」気持ちを育み、森林づくりへの参加へとつなげていくことが大切です。

そこで、市の広報やホームページ等のインターネットの活用による森林・林業の普及啓発、情報の発信、森林環境教育、森林づくり・森林空間の活用の機会の創出を図ります。またこれらの活動等を通じて都市と山村の交流を積極的に進め、山間部の活性化にも取り組みます。

林業・木材産業の持続的な発展に向けて、森林の基本情報の整備と運用、地域の人的資源の活用、林業従事者や林業技術者の育成・確保に関する取組を推進します。



〔基本方針の関係〕



森林・林業とSDGsとの関係



